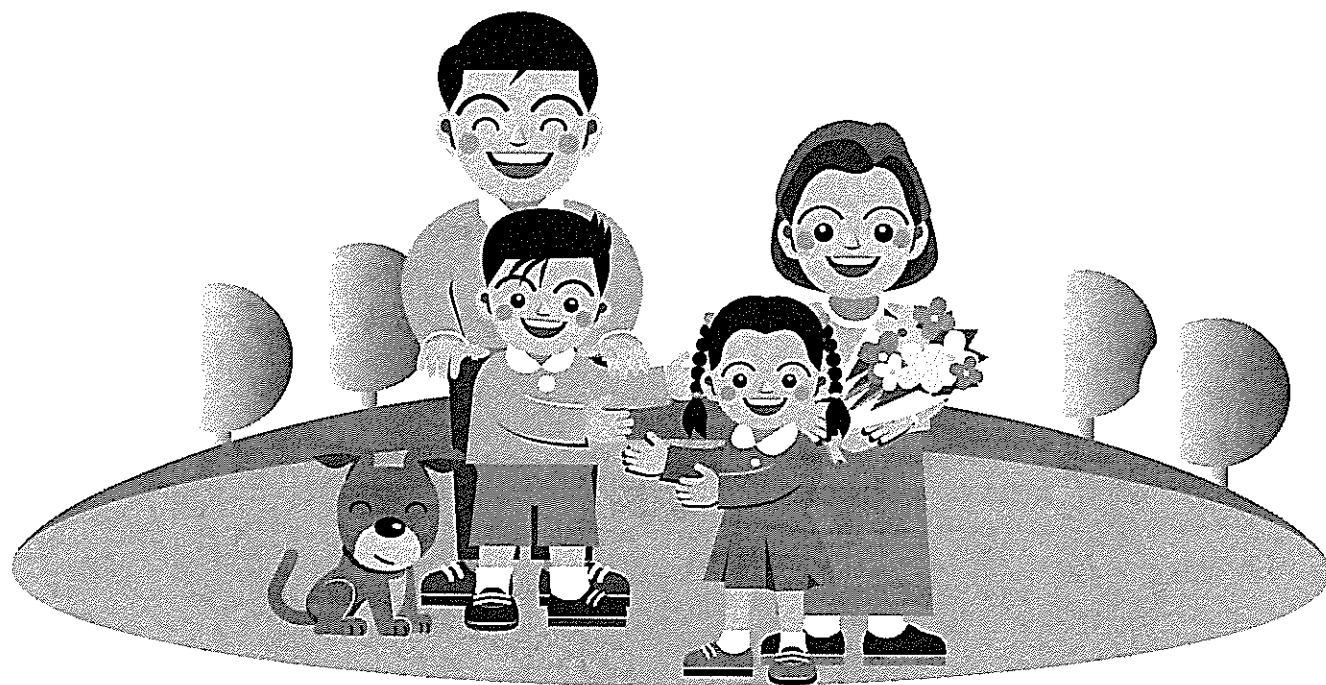


特定退職金共済制度

新企業年金保険

ご加入のおすすめ



個人情報の取扱いについてのお知らせ

特定退職金共済制度におきましては、共済契約者となる事業主ならびに被共済者となる加入従業員の方々の個人情報を次のとおり取扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。

①被共済者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）は、被共済者の同意にもとづき、共済契約者から商工会議所に提供されます。

②商工会議所は共済契約者から提供を受けた共済契約者および被共済者の個人情報について、特定退職金共済事業の運営、各種サービスのご案内・提供のために使用するとともに、共済契約者および被共済者の同意にもとづき、本制度の運営のために締結している新企業年金保険を引受ける引受保険会社（共同引受会社を含みます。以下同じ）に提供されます。

③引受保険会社は受領した個人情報を各種保険の引受け・継続・維持管理、年金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、商工会議所および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。

④また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き商工会議所および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じた個人情報を取扱われます。

なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

企業を育て地域を伸ばす



近江八幡商工会議所

●お問合せ先 近江八幡市桜宮町 231-2 TEL (0748) 33-4141 (代)

☆制度の特色☆

- 日頃からつながりの深い身近な商工会議所を通じて、退職金制度が確立でき、従業員の採用と定着に役立ちます。
- 簡単な手続きで加入でき、掛金はお取引の金融機関口座から自動振替しますので便利です。
- この制度は「特定退職金共済制度」として、所轄税務署長の承認を得て実施しており、他の制度（中小企業退職金共済、企業年金等）との重複加入もできます。ただし、他の特定退職金共済制度との重複加入はできません。
- 税務上のお取扱い

事業主が負担する掛金は、従業員1人につき月額30,000円まで損金または必要経費に算入されます。
事業主が負担する掛金は、従業員の給与所得になりませんので、所得税はかかりません。

※上記内容は令和3年7月現在の税制に基づくものであり、今後、税務の取扱いが変わる場合があります。

☆制度の内容☆

掛 金

- 掛金（月払）
従業員1人につき1口（1,000円）で最高30口（30,000円）まで加入できます。
掛金には、1口あたり40円の制度運営費が含まれています。
- 掛金は全額事業主負担です。
- 加入口数の増加・減少は毎月できます。1人30口を限度として加入口数を増加でき、最低口数1口を限度とし加入口数を減少できます。

給 付 金

この制度の給付金は次のとおりです。（金額は別表参照）

- 退職一時金……加入従業員（被共済者）が退職されたとき
- 遺族一時金……加入従業員（被共済者）が死亡されたとき
- 退職年金……加入10年以上かつ満65歳以上で退職者が希望されるとき

給付金の受取人

この制度の受取人は加入従業員（被共済者）です。なお、加入従業員（被共済者）死亡のときは労働基準法施行規則に定める遺族補償の範囲および順位によります。（労働基準法施行規則第42条～第45条の規定準用）

給付金の税務上のお取扱い（参考）

☆退職一時金…退職所得として所得税の課税対象となります。

課税対象額＝（退職一時金額－退職所得控除額）×1/2

☆遺族一時金…死亡退職金として扱われ、受取人が法定相続人の場合、本人死亡時の受取一時金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

☆退職年金…公的年金等の雑所得として所得税の課税対象となります。

*税務の取扱い等について令和3年7月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

☆制度の取扱い☆

退職一時金・遺族一時金額表

積立期間	20		5		1	
	退職一時金 (円)	遺族一時金 (円)	退職一時金 (円)	遺族一時金 (円)	退職一時金 (円)	遺族一時金 (円)
1年	226,800	426,800	56,700	106,700	11,340	21,340
2年	455,800	655,800	113,950	163,950	22,790	32,790
3年	687,200	887,200	171,800	221,800	34,360	44,360
4年	920,800	1,120,800	230,200	280,200	46,040	56,040
5年	1,157,000	1,357,000	289,250	339,250	57,850	67,850
6年	1,395,400	1,595,400	348,850	398,850	69,770	79,770
7年	1,636,000	1,836,000	409,000	459,000	81,800	91,800
8年	1,879,200	2,079,200	469,800	519,800	93,960	103,960
9年	2,124,800	2,324,800	531,200	581,200	106,240	116,240
10年	2,373,000	2,573,000	593,250	643,250	118,650	128,650
15年	3,651,000	3,851,000	912,750	962,750	182,550	192,550
20年	4,994,200	5,194,200	1,248,550	1,298,550	249,710	259,710
25年	6,406,000	6,606,000	1,601,500	1,651,500	320,300	330,300

[注] 1. 年の中で退職または死亡されたときは、月単位で計算された額が支払われます。
2. 1年未満の退職一時金は次のとおりです。(1口につき)

1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	7カ月	8カ月	9カ月	10カ月	11カ月
945円	1,890円	2,835円	3,780円	4,725円	5,670円	6,615円	7,560円	8,505円	9,450円	10,395円

3. 退職一時金、遺族一時金額については、近江八幡地区事業所退職金共済制度規約にもとづく金額です。
4. この金額は今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により変動することがあります。

退職年金月額表(10年間支給)

積立期間	10年退職年金月額		
	20	5	1
10年	約 21,018円	約 5,255円	約 1,051円
15年	約 32,338円	約 8,085円	約 1,617円
20年	約 44,235円	約 11,059円	約 2,212円
25年	約 56,739円	約 14,185円	約 2,837円

[注] 年金は10年間支給され、上表の年金月額は、3カ月分をまとめて年4回(3月、6月、9月、12月の各1日)支払われます。年金月額5,000円未満の場合、一時金でのお受取りとなります。
退職年金月額については、近江八幡地区事業所退職金共済制度規約にもとづく金額です。
この金額は今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により変動することがあります。

解約金

途中で当共済契約を解約または解除した場合でも、解約金は被共済者(加入従業員)に支払われます。

加入資格および条件

- 近江八幡商工会議所地区内にある事業所に勤務される従業員で満15歳以上、65歳未満の方。
なお、ご加入者が退職等で上記加入資格を失われた場合には、年齢によらず当制度からの脱退手続きが必要です。
- 包括加入等
 - 従業員全員加入が原則です。
 - 次の方は加入できません。
事業主、役員、事業主と生計を一にする親族。
 - 次の方は加入させなくても差支えありません。
期間を定めて雇っている人、季節的業務のために雇っている人、試用期間中の人、パートタイマーのように労働時間の特に短い人、休職中の人。

加入日(効力発生日)

この制度は毎月1日(前々月末日申込締切)から効力が発生いたします。

掛金のお払込み

別紙加入申込書にご記入、押印のうえ近江八幡商工会議所へ申込んでください。
掛金は、取引金融機関の口座から毎月自動的に振替えさせていただきます。
2カ月連続して振替ができなかった場合は、脱退としてお取扱いいたします。

証明の発行

ご加入者には「特定退職金共済被共済者証」を発行します。

給付金の請求

被共済者が退職されたり、死亡あるいは年金の支給を受けようとするときは、近江八幡商工会議所に備えつけの書類によって請求してください。

ご契約の解除

- 次の事項に該当する場合、契約を解除することがあります。
- ・ 事業主(共済契約者)が、暴力団関係者その他反社会的勢力に該当すると認められたとき。
 - ・ 加入従業員(被共済者)[受取人を含む]が暴力団関係者その他反社会的勢力に該当すると認められたとき。
 - ・ その他、「特定退職金共済制度規約」に定める契約の解除事由に該当したとき。

基礎率(予定利率・予定死亡率等)の変更

引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動等、この保険契約の締結の際予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで基礎率(予定利率・予定死亡率等)を変更することがあります。

生命保険契約者保護機構

引受保険会社各社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社各社の業務もしくは財産の状況の変化により、年金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社各社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、年金額等が削減されることがあります。保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

《お問合せ先》 生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820
月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

《掛金取扱金融機関》

滋賀中央信用金庫・滋賀銀行・関西みらい銀行(各金融機関とも近江八幡市内の本支店)

《引受保険会社》 この新企業年金保険契約は、以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合(令和3年7月12日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

日本生命保険相互会社(事務幹事会社)(64.8%) アクサ生命保険株式会社(35.2%)

なお、引受保険会社各社の配当実績等により、年金・一時金支払いの引受割合が上記の引受割合と異なる場合があります。
この制度は近江八幡商工会議所が生命保険会社と締結した新企業年金保険契約に基づいて運営します。